



児童扶養手当 特別児童扶養手当 受給者の方へ

8月は『児童扶養手当現況届
特別児童扶養手当所得状況届』の提出の月です。

「児童扶養手当現況届」は、

児童の養育状況
生計維持方法
前年の所得
公的年金の受給状況

などを確認するため、

「特別児童扶養手当所得状況届」は、

前年の所得

などを確認するため、

毎年8月に提出することになっています。

この届を提出されない場合、8月以降の手当が受けられなくなります。届出が必要な方には、関係書類をお送りしますので、

「児童扶養手当現況届」は、

↓福祉事務所(岩美すこやかセンター内)

「特別児童扶養手当所得状況届」は、

↓福祉課(岩美すこやかセンター内)

で手続きをお願いします。

なお、支給停止になっている方も届出が義務づけられています。

手続きに必要なもの

児童扶養手当

- ① 現況届用紙
- ② 前年度交付された証書
(支給停止者は除く)
- ③ 所得証明書
(※平成23年1月1日に岩美町に住民登録がなかった方のみ)
- ④ 手続きに使用している印鑑
- ⑤ その他
(必要な方には書類が同封してあります。)

特別児童扶養手当

- ① 所得状況届用紙
- ② 前年度交付された証書
(支給停止者は除く)
- ③ 所得証明書
(※平成23年1月1日に岩美町に住民登録がなかった方のみ)
- ④ 手続きに使用している印鑑

問い合わせ先

福祉事務所 73-1339
福祉課 地域福祉係 73-1333